

第26回 定例総会

議 案 書

令和7年(2025年)7月5日(土)

順天堂大学 桜 順 会

第26回 定例総会

1. 開 会 の 辞

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 案 審 議

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1) 2024 年度 活動報告に関する件 | 2 頁 |
| 2) 2024 年度 収支決算報告並びに会計監査に関する件 | 3~4 頁 |
| 3) 2025 年度 事業計画（案）に関する件 | 5 頁 |
| 4) 2025 年度 予算（案）に関する件 | 6 頁 |
| 5) 2025 年度 役員選任（案）に関する件 | 7 頁 |

6. 報 告 事 項

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 2024 年度 桜順会賞に関する件 | 8 頁 |
| 2) 会員宛て通知方法変更調査に関する件 | 9 頁 |
| 3) その他 | |

7. 新 会 長 挨 拶

8. 閉 会 の 辞

「その他資料」

- | | |
|--------------|---------|
| ・ 桜順会賞規程 | 10 頁 |
| ・ 桜順会賞選考内規 | 11 頁 |
| ・ 後援会（桜順会）会則 | 12~14 頁 |

本郷・お茶の水キャンパス

定例総会：7 号館 1 階カンファレンスルーム 15:00～16:10

特別講演：同上 16:15～17:15

懇 親 会：1 号館 レストランヒルトップ 17:30～19:00

2024 年度 桜順会活動報告

順天堂大学桜順会は、1998 年（H10 年）11 月 7 日にさくら会の歴代役員有志の発議により結成されました。

桜順会は、お子様の卒業後もさくら会や啓友会等々との連絡を密に順大ファミリーの一員として、親睦の絆を深めることを柱に、今後の活動を展開していくことを願っています。

本日、ここに第 26 回定例総会を決議するにあたり、関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げ、2024 年度の桜順会の活動概況を報告いたします。

年 月 日	活 動 概 況
2024.4 月中旬	2023 年度分の会計監査 出席者：古屋監事、本橋監事
2024.5.20	第 52 回桜順会役員会 Zoom 会議 出席者：桶田会長、松浦副会長、設楽副会長、古屋監事、本橋監事、岩井運営委員、中谷運営委員
2024.7.6	第 25 回定例総会 特別講演：小野雄大先生「体育会系と日本社会」 対面&Zoom によるハイブリッド開催（本郷・お茶の水キャンパス） 出席者：桶田前会長、松浦会長、設楽副会長、古屋副会長、中谷監事、鈴木運営委員、本橋運営委員、廣瀬学生部長、小野先生、会員の皆様
2024.7 月	学校法人順天堂の広報誌「順天堂だより」 2024 年 8 月号に寄稿：松浦会長
2024.8.23	第 53 回桜順会役員会 Zoom 会議 出席者：松浦会長、設楽副会長、古屋副会長、岩井監事、中谷監事、本橋運営委員、鈴木運営委員
2024.8 月～	現役学生応援企画 フットサル部、硬式野球部、陸上競技部応援&観戦記 H P 掲載 役員全員
2024.9 月～	既会員新通知方法登録
2024.12.5	順天堂大学体育学部・スポーツ健康科学部同窓会「啓友会」訪問 出席者：松浦会長
2025.1.2～3	第 101 回東京箱根間往復大学駅伝競走 現地&TV で応援
2025.2.25	第 54 回定例役員会 Zoom 会議 出席者：松浦会長、設楽副会長、古屋副会長、岩井監事、中谷監事、鈴木運営委員
2025.3.13	桜順会賞授与 ベストサポート賞：8 団体、ボランティア賞：該当なし 出席者：松浦会長

2024年度 桜順会決算報告書

1.収入の部

(単位：円)

項 目		2024年度予算	2024年度決算	差異	備考
会費収入	新入会員	180,000	220,000	40,000	
		(@20,000×9名)	(@20,000×11名)		
	更新会員 (15年更新)	70,000	84,000	14,000	
		(@7,000×10名)	(@7,000×12名)		
	総会会費 (懇親会)	98,000	98,000	0	
		(@7,000×14名)	(@7,000×14名)		
預金利息		14	810	796	
寄 付		0	3,000	3,000	
収入合計 A		348,014	405,810	57,796	

2.支出の部

(単位：円)

項 目		2024年度予算	2024年度決算	差異	備考
総会費 (懇親会費)		100,000	99,620	-380	
役員会費		0	0	0	
事務費		550	715	165	
(1) 事務費計		100,550	100,335	-215	
広報・通信費		100,000	106,064	6,064	
順大スポーツ委託費		0	0	0	
印刷費		30,000	36,590	6,590	
学生助成費		180,000	240,000	60,000	
校章旗費		0	0	0	
雑費		0	0	0	
(2) 事業費計		310,000	382,654	72,654	
支出合計 B {(1)+(2)}		410,550	482,989	72,439	
(3) 予備費 C		0	0	0	
当期収支差額 (A-B-C)		-62,536	-77,179	-14,643	
前期繰越金		3,005,867	3,005,867	0	
次期繰越金		2,943,331	2,928,688	-14,643	

2024年度 会計監査報告書

2025年3月31日

順天堂大学桜順会

会 長 松 浦 猛 人 様

順天堂大学桜順会

監事 岩井陽一郎 

監事 中谷勝利 

2024年度順天堂大学桜順会収支について監査した結果、決算書類は
いずれも適正かつ妥当であることを認めます。

2025年度 桜順会事業計画（案）

1. 総会の開催
2. 会員に対する広報活動
3. 学生の活動助成
4. 会員相互の親睦活動
5. その他本会の目的達成のために有効適切な事業

2025年度 桜順会予算（案）

1.収入の部

（単位：円）

項 目		2024年度決算	2025年度予算	差異	備考
会費収入	新入会員	220,000	0	-220,000	
		(@20,000×11名)	会費徴収廃止		
	更新会員	84,000	0	-84,000	
	(15年更新)	(@7,000×12名)	継続費徴収廃止		
	総会会費	98,000	98,000	0	
	(懇親会)	(@7,000×14名)	(@7,000×14名)		
預金利息		810	900	90	
寄 付		3,000	0	-3,000	
収入合計 A		405,810	98,900	-306,910	

2.支出の部

（単位：円）

項 目	2024年度決算	2025年度予算	差異	備考
総会費（懇親会費）	99,620	100,000	380	
役員会費	0	0	0	
事務費	715	800	85	
(1) 事務費計	100,335	100,800	465	
広報・通信費	106,064	7,000	-99,064	
印刷費	36,590	3,000	-33,590	
学生助成費	240,000	240,000	0	
雑費	0	0	0	
(2) 事業費計	382,654	250,000	-132,654	
支出合計 B {(1)+(2)}	482,989	350,800	-132,189	
当期収支差額 (A-B)	-77,179	-251,900	-174,721	
前期繰越金	3,005,867	2,928,688	-77,179	
次期繰越金	2,928,688	2,676,788	-251,900	

2025年度 役員選任（案）

2025年度の役員を会則第6条（役員の選任）の定めに基づき下表により推薦します。

役 職	現 役 員	新 役 員
会長候補	松 浦 猛 人	古 屋 シズ子
副会長候補	設 楽 文 子	岩 井 陽一郎
副会長候補	古 屋 シズ子	中 谷 勝 利
監事候補	岩 井 陽一郎	鈴 木 康 正
監事候補	中 谷 勝 利	岩 崎 盛 久
運営委員候補	本 橋 博 之	本 橋 博 之
運営委員候補	鈴 木 康 正	松 浦 猛 人

2024年度 桜順会賞 受賞団体

桜順会賞名	対象団体(個人)	受賞理由
ベスト サポート賞	陸上競技部 女子チーム	全日本大学女子選抜駅伝競走 「富士山女子駅伝」総合5位
	バスケットボール部 女子チーム	皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 2次ラウンド進出
	剣道部 女子チーム	全日本女子学生剣道優勝大会 ベスト4
	硬式庭球部	関東大学テニスリーグ戦 男子4部優勝(3部昇格)、女子3部優勝
	ハンドボール部男子	関東学生ハンドボール連盟春季リーグ戦 1部3位
	ソフトボール部	関東学生女子ソフトボール春季リーグ戦 2部優勝(1部昇格)
	ダンス部	japan_dancers_championship2025 関東大会 準優勝
	フットサル部	全日本大学フットサル大会関東大会 準優勝 全日本大学フットサル大会 3位

※ 授与額：3万円 × 8団体 = 24万円

※ 桜順会は学生の活動助成の一環として、各スポーツチームが好成績を上げるにあたり、側面からサポートした団体や個人、若しくはボランティアや奉仕活動により順天堂大学や社会に貢献した団体や個人を表彰しています。

会員宛て通知方法変更調査について

2024 年 7 月に開催した定例総会において、「卒業生保護者の方全員を会員の対象とすること」や「会費は不要とすること」等が可決されました。

それを受け経費削減の観点から、既会員に通知方法変更の調査を実施しました。

- ・調査期間：2024年9月27日（金）～10月31日（木）
- ・調査人数：619名

- | | | |
|------------------|-------|---------|
| ① 従来どおり郵送希望 | 40 名 | (6.5%) |
| ② 電子メール希望 | 69 名 | (11.1%) |
| ③ 桜順会ホームページからの取得 | 510 名 | (82.4%) |
- (連絡してこなかった方が③になります)

2025 年 3 月に卒業した卒業生の保護者（584 名）に対し、「保護者 LINE」にて、「全員が会員」「会費不要」「情報は HP から」「メール登録をしていただければ、メールでの案内可」と連絡したところ、9 名の電子メール登録希望者がありました。

順天堂大学「桜順会賞」規程

（目的）

第1条 順天堂大学桜順会（以下「本会」という。）は、順天堂大学の各スポーツチーム（団体または個人）が好成績を上げるにあたり側面からサポートした団体または個人、スポーツ科学又はスポーツマネジメント学若しくは健康学の分野におけるボランティア又は奉仕活動により順天堂大学又は社会に貢献した団体または個人に対して、表彰することを目的とする。

（賞の名称）

第2条 賞の名称は「桜順会賞」とし、次の2つの賞とする。

- 1 ベストサポート賞
- 2 ボランティア賞

（運営）

第3条 本賞授与に関する運営は、本会役員会及び順天堂大学さくらキャンパス学生部が行う。

（授与対象団体または個人）

第4条 本賞は、次の要件を満たすと評価できる団体または個人に対して授与するものとする。

- 1 ベストサポート賞 当該年度内で第1条前段に該当する団体又は個人で、そのスポーツチームが優秀な成績を上げたとき、又はチームの成績の如何に拘わらず、サポートした行為が高く評価することができるときに授与する。
- 2 ボランティア賞 当該年度内で第1条後段に該当する団体又は個人で、そのボランティア活動又は奉仕活動が高く評価できるときに授与する。

（申請）

第5条 前条に該当するものと判断される団体または個人を本賞の候補者として自薦または他薦により申請する場合は、申請人は、次の書類を会長に提出するものとする。

- 1 申請書
- 2 客観的事実を証明できる書類または所属団体の長が発行した推薦書

（受賞団体または個人の選考および決定）

第6条 本賞の受賞団体または個人の選考は、別に定めるスポーツアカデミー賞選考内規により選考し、本会選考委員会（役員会）において決定し、総会で報告する。

（受賞団体または個人の表彰）

第7条 受賞団体または個人の表彰は、会長がこれを行う。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、本会役員会の議を経て会長が行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月12日から施行する。

桜順会賞（スポーツアカデミー賞）選考内規

順天堂大学桜順会賞（スポーツアカデミー賞）規程に基づいて、以下のとおり、本賞の選考に関する内規を定める。

1 選考の基本について

- (1) 本賞の賞金予算額は、当分の間、2つの賞に対し、概ね、年間合計60万円を目途とする。ただし、当該年度における候補者の総数、候補者に対する評価の相違、前年度の実績、桜順会の予算規模、教育的配慮などにより、合計額がこれを下回る場合や、またこれを上回る場合があっても、やむを得ないものとする。
- (2) 複数の候補者の中から受賞者を選考する場合には、候補者の数、学年、候補者の既往または今後の活動などを斟酌して、教育的配慮のもとに、適宜、複数または単数の団体または個人を選考することができるものとする。

2 ベストサポート賞

ベストサポート賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規定によるほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらのスポーツチームの運営・活躍を側面からサポートした団体または個人を選考するものとする。

- (1) 主要な国際大会に出場し上位入賞した団体または個人
- (2) 日本選手権大会等で総合優勝した団体または個人
- (3) 日本学生選手権（箱根駅伝も含む）で総合優勝した団体
- (4) 大会または成績の如何にかかわらず、その活躍により本学の名誉を著しく高めた団体または個人

3 ボランティア賞

ボランティア賞の授与の可否及び賞金の額は、本賞規定によるもののほか、次の要素についても配慮し、公平かつ教育的配慮のもとに、これらの活動をした団体または個人を選考するものとする。

- (1) その活動について、自主性、社会性または公共性が顕著であること
- (2) その活動について話題性に富んでいること
- (3) その活動が先駆的であること
- (4) その活動に継続性があること
- (5) スポーツのみならず、本学で修得したマネジメント学、健康学を実践していると評価されること
- (6) その他、本学の名誉を著しく高めた団体または個人

なお、ボランティアという呼称は、厳密な意味でのボランティア活動に限るものではなく、本賞の設置の趣旨に基づいて、教育的な配慮のもとに、適切に解釈されるものとする。

順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)会則

平成 10 年 11 月 7 日制定

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部後援会(桜順会)(以下「本会」という。)と称し、事務局を順天堂大学スポーツ健康科学部内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、順天堂大学スポーツ健康科学部(以下「大学」という。)、さくら会及び啓友会との連絡を密にし、学生活動への支援、就職活動への後援等を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学と会員との連絡を緊密にするための広報活動
- (2) その他の本会の目的達成のための有効適切な事業

(会員の構成)

第 4 条 本会の会員は、大学卒業者の保護者で、本会の設立趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以内
- (3) 監 事 2 名以内
- (4) 運営委員 若干名

(役員の選任)

第 6 条 会長、副会長及び監事は、役員会において会員の中から候補者を選出し、総会で決定する。

2 運営委員は、役員会において会員の中から選出して、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (4) 運営委員は、会務を担当する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は原則として妨げないものとする。

2 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の議を経て会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会務に関しての会長の相談に預かる。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の議を経て大学職員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問により役員会に出席し意見を述べることができる。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回開催を原則として会長が招集する。ただし、必要があるときは、会長が臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会長、副会長、監事の選任並びに運営委員に等に関する事項
 - (4) 会則の変更に関する事項
 - (5) その他の会務の重要事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(役員会)

第12条 役員は、会長、副会長、監事及び運営委員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が随時招集し会務の重要事項を協議する。
- 3 会長が必要と認めるとき、役員以外の者を出席させることができる。
- 4 役員会は、役員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって、これに充当する。

(会 費)

第14条 削除

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務の委嘱)

第16条 本会に関する事務は、本学と協議して会長が委嘱する。

付 則

- 1 この会則は、平成10年11月7日から施行する。
- 2 会務運営に関する細則は、別に定める。

- 3 本会設立の移行措置として、平成 10 年度さくら会役員を、本会協力会員とすることができる。
- 4 この会則は、平成 18 年 6 月 17 日から施行する。
- 5 第 14 条 2 項の更新で、平成 11 年度以前に入会した会員は、一律平成 11 年度入会とみなし、平成 26 年度を更新年度とする。この更新は、平成 25 年度に募ることとする。
- 6 この会則は、平成 24 年 6 月 16 日に改正する。(第 14 条)
- 7 この会則は、平成 27 年 7 月 4 日に改正する。(第 5 条)
- 8 この会則は、令和 6 年 7 月 6 日に改正する。(第 14 条)